



警戒情報

# 長崎市消費者センター

## 長崎市消費者を守るネット通信(第128号)

配信日 平成29年5月2日

長崎県消費生活センターからの情報です。

### 太陽光発電の訪問販売

#### 〈相談事例〉

1週間前、知らない業者から太陽光発電の訪問販売を受けた。太陽光発電にした場合の我が家の電気代の節約金額を試算してもらったところ、年間10万円の節約ができるという。早く申し込みしないと補助金の枠がなくなると熱心に勧められ、150万円の契約をしてしまった。後で夫に話すと大反対された。解約したい。(60代、女性)

#### 〈消費者センターからのアドバイス〉

- 太陽光発電システムは、消費者の環境保護意識の高まりなどにより普及が進んでいて、それに伴い消費生活センターへの相談も増えています。相談内容は、「支払いが不安なので解約したい」「売電収入が業者の説明と違う」「設置工事をしてから雨漏りするようになった」などさまざまです。
- 取引形態は事例のような訪問販売が多く、消費者は不意打ちのような勧誘を受け、困惑しやすい状況になります。今回は、契約書面を受け取って8日以内だったので、クーリングオフをしました。
- 太陽光発電システムは高額なものが多く、電力の固定価格買取制度や補助金といった支援制度があります。発電効率は設置場所などに左右され、設備の保証やメンテナンスなどについて確認や検討が必要です。複数の業者から十分な説明を聞き、見積書を取って、周りの人の意見も聞きましょう。
- なお、4月1日から再生可能エネルギーの固定価格買取制度が改正されています。詳細は資源エネルギー庁のホームページなどで確認してください。

※不安になったりおかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

**長崎市消費者センター** (長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間]火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)